

令和 6 年度償却資産申告の手引

令和 5 年 12 月

銚子市税務課課税室

償却資産の申告につきましては、平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産を所有している方は地方税法第 383 条（固定資産の申告）の規定により、毎年 1 月 1 日現在の資産について資産所在地の市町村長に申告していただくことになっております。

つきましては、この手引をお読みのうえ必ず期限までにご提出ください。

申告していただく方

令和 6 年 1 月 1 日現在銚子市内に事業用の償却資産（他に貸し付けているものも含む。）を所有している方。

申 告 期 限

令和 6 年 1 月 31 日（水）までに申告して下さるようお願いいたします。

申告していただく資産

- (1) 前年に申告された方…………… 令和 5 年 1 月 2 日から令和 6 年 1 月 1 日までに取得した資産及び減少した資産（増減資産の申告）
ただし、電算処理により申告される方は、全資産の申告が必要です。
- (2) 今年はじめて申告される方… 令和 6 年 1 月 1 日現在に所有している全ての資産（全資産の申告）

申 告 書 類

- (1) 前年に申告された方 ○令和 6 年度償却資産申告書
 ○種類別明細書（増加資産・全資産用）
 ○種類別明細書（減少資産用）
- (2) 今年はじめて申告される方 ○令和 6 年度償却資産申告書
 ○種類別明細書（増加資産・全資産用）

申告及びお問い合わせ先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1 番地の 1
銚子市役所税務課課税室固定資産税班
電話（代表） 0479-24-8181 内線 513
（直通） 0479-24-8952

申告していただく資産

固定資産税という償却資産とは、土地家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の課税客体は除かれます。

1 種類別に主なものを例示しますと次のようなものです。

1 構築物	構築物	屋外給排水設備、屋外電気設備、外灯工事、外構工事、駐車場設備（舗装路面も含む）、門、塀、煙突、槽、井戸、緑化施設、庭園、広告塔等
	建物附属設備	建築設備のうち受・変電設備工事、内装工事・厨房設備工事・内部造作など、家屋の賃借人が施した設備工事
2 機械及び装置		太陽光発電設備、食品製造加工機械、工作機械、木工機械、印刷機械、ポンプ、電動機、コンプレッサー、クレーン・コンベアの装置、農機具関係機械、その他各種産業用機械及び装置等
3 船舶		漁船、客船、貨物船、油送船、しゅんせつ船、ボート、釣船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、構内運搬車
6 工具・器具及び備品		パソコン、陳列ケース、冷蔵庫、看板、医療機器、ルームエアコン、テレビ、事務机・椅子等、ロッカー、レジスター、測定工具、検査工具、取付工具、理容及び美容機器、応接セット、事務用機器、娯楽機器、自動販売機等

2 次のものについては、申告の対象となります。

(1) 耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上のもの、あるいは取得価額が10万円未満であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの。

（P3、償却方法と取得価額による申告対象をご参照ください。）

(2) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、あるいは償却済資産であっても現に事業に使用しているもの。

(3) 遊休資産、未稼働資産であっても今後使用可能なもの。

(4) 資本的支出としての改良費は、新たな資産の取得とみなされ、本体とは別に取り扱われます。

(5) 貸し付けている資産については、その資産の使用状況に関係なく貸し主が申告することになります。

(6) 所有権留保付割賦販売資産については、残債のあるなしにかかわらず、買主が申告することになります。

(7) **税務会計上土地勘定に計上している駐車場の舗装路面、フェンス等は、地方税法上は構築物として申告の対象になります。**

(8) 家屋に施した建築設備、造作等のうち償却資産として取り扱うもの。

（P3、建築設備についての償却資産と家屋の区分をあわせてご覧ください。）

(9) 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産。

(下表、償却方法と取得価額による申告対象をご参照ください。)

【償却方法と取得価額による申告対象】 ○…申告対象 × …申告対象外

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①個別減価償却	○	○	○	○
②中小企業特例	○(注)	○	○	
③一時損金算入	×			
④3年一括償却	×	×		

(注) 取得価格が10万円未満の資産については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したもののみ。

【建築設備についての償却資産と家屋の区分】

建築設備（建物附属設備）は、家屋と建築設備の所有関係や設備の性格等に応じて償却資産と家屋に区分して取り扱われます。次の表は償却資産と家屋の区分の例示です。

設備の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等	○		●	
電気設備	受変電設備	設備一式		●	●	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電設備		●	●	
	電力引込設備	引込開閉器盤及び屋外の配線		●	●	
	中央監視制御装置	装置一式（配線、配管含む）		●	●	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備（工場等における動力源等）		●	●	
			上記以外の設備	○		●
	電灯コンセント配線設備	設備一式	○		●	
	電灯照明設備	屋外設備			●	●
屋内設備		○		●		
電話設備	電話機、交換機等の装置			●	●	
	配線、配管、端子盤等	○		●		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込設備		●	●	
		屋内設備	○		●	
	ガス供給設備	屋外設備、引込設備			●	●
		屋内設備	○		●	
	衛生器具設備	大小便器、洗面化粧台、浴槽等	○		●	

給排水衛生設備	給湯設備	瞬間湯沸器等		●	●
		ユニットバス用、床暖房用、中央式給湯設備	○		●
空調設備	冷暖房設備、換気設備	ルームエアコン等		●	●
		ビルトイン空調設備、換気設備	○		●
防災設備	消火設備	消火器、ホース、ガスボンベ等		●	●
		消火栓、配管、スプリンクラー等	○		●
その他設備	運搬設備	特定の生産又は業務用の設備（工場用ベルトコンベアー等）		●	●
		エレベーター、エスカレーター等	○		●
	厨房設備	顧客に対するサービス用（飲食店、旅館等）		●	●
		システムキッチン	○		●
	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機等		●	●
	冷凍設備	冷凍倉庫用		●	●
その他設備	LAN設備、簡易間仕切、袖看板等		●	●	
外構工事	外構工事	門、塀、緑化設備、舗装路面等		●	●

【償却資産に対する課税についての国税と固定資産税との取扱いの比較】

項 目	国 税 の 取 扱 い	固 定 資 産 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	○建物以外の一般の資産は、定率法・定額法を選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以後に取得した資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日以後平成24年3月31日までに取得した資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定
前 年 中 の 新 規 取 得	月割償却	半年償却（2分の1）
圧 縮 記 帳 の 制 度	制度あり	制度なし
特 別 償 却、割 増 償 却 の 制 度（租 税 特 別 措 置 法）	制度あり	制度なし
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改 良 費	原則区分、一部合算も可	区分評価

申告にあたって注意していただくこと

- (1) 耐用年数の短縮、増加償却及び陳腐化償却の適用をした資産がある場合は、関係署庁の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書とともに提出してください。
- (2) 課税標準額が150万円未満で資産変更が無い場合は、課税額は発生しませんが必ず申告をしなければなりません。
- (3) 令和6年1月1日現在、休業、廃業、解散、市外転出又は合併をされた方、あるいは該当する資産がない方も、その旨を「償却資産申告書 18 備考」に記入し、申告をお願いいたします。

申告書の控えについて

申告書の控えが必要な方は、あらかじめ申告書を複写し、控用の申告書をご用意いただくようお願いいたします。

申告書の提出について

- (1) 前年に申告された方（増減資産の申告）

同封の「償却資産種類別明細書」は令和5年1月1日現在、あなたが申告された償却資産の全てをリストアップしてありますので、これに基づいて令和5年1月2日から令和6年1月1日までの資産の増減を種類別明細書（増加資産・全資産用）及び種類別明細書（減少資産用）に記入し、償却資産申告書と一緒に提出してください。

償却資産申告書は資産の増減がない場合でも必ず提出してください。

- (2) 今年はじめて申告される方（全資産の申告）

令和6年1月1日現在に所有している全資産を種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入し、償却資産申告書と一緒に提出してください。

償却資産申告書は資産の有無にかかわらず必ず提出してください。

- (3) 自社電算処理により申告される方

電算処理により申告される方は、毎年度、全資産申告の形式が必要です。

- (4) インターネットにより申告される方

eLTAX（エルタックス）でのお手続きが可能です。詳細は地方税ポータルシステムのホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご参照ください。

※原則 eLTAX（エルタックス）にて申告された方は、翌年度以降の申告書送付は行っておりません。引き続き申告書送付をご希望の方は、税務課 課税室 固定資産税班までお申し出ください。

エルタックス
eLTAX

エルタックス



課税のあらまし

1 課税標準と税額

- (1) 課税標準は、令和 6 年 1 月 1 日現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。耐用年数の経過により減価していきます。
- (2) 税率は、100 分の 1.4 です。
- (3) 課税標準額（各資産の合計額）が 150 万円未満の場合には、課税されません。
- (4) 残存額 150 万円未満となるかどうかは、旧定率法で計算した結果により判定しますので資産の多少にかかわらず申告をしてください。**

2 納期

通常年 4 回の納期（5 月、7 月、9 月、12 月）に分けて納めていただきます。具体的な納期限は、固定資産税納税通知書でお知らせいたします。

※ 納付忘れ防止に、口座振替をご利用ください。

3 課税台帳の閲覧

申告に基づいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録されます。本市税務課において、所有者、納税管理人及び代理人等の方は課税台帳を閲覧することができます。手数料は、4 月 1 日から第 1 期の納期限の日までは無料（この期間以外は有料）です。

※ 身分証明書や委任状をご持参ください。

4 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、償却資産申告書の「11 課税標準の特例」欄の有を○で囲み、種類別明細書（増加資産・全資産用）の該当資産の摘要欄に適用条項を記入してください。

5 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合、地方税法第 386 条及び銚子市市税条例第 75 条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第 385 条の規定により罰金を科せられることがあります。罰則の適用のほかに、延滞金を加算して不足税額を追徴されることがありますのでご注意ください。

6 実地調査ご協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて実地調査（会社等に備え付けの固定資産台帳確認等）を行なう場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。また、実地調査等に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく、資産の取得時期に応じて遡及することになります。

マイナンバー（個人番号・法人番号）の取扱いについて

◎マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

マイナンバー制度が導入されることに伴い、償却資産申告書の様式にマイナンバーの記載欄が追加されました。つきましては、申告の手引きP8～P9（償却資産申告書記載例）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を記載してください。

◎マイナンバー法に定める本人確認について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。申告の際は、以下の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付してご提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合やeLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認資料の添付は不要です。

1 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（裏面） ・通知カード ・住民票（個人番号記載のもの）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・パスポート ・顔写真付身分証明書 等 ・銚子市から送付された、氏名、住所（住民登録地）が印字された償却資産申告書 等
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。	

2 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料（ <u>原本</u> ）
窓口・郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード（裏面） ・本人の通知カード ・本人の住民票（個人番号記載のもの）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務代理権限証書 ・委任状 ・銚子市から送付された、氏名、住所（住民登録地）が印字された償却資産申告書 等
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。		

◎その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理しますので、予めご了承ください。

償却資産申告書記載例

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては、13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

事業種目
具体的に記入してください。また法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

事業開始年月
銚子市内において事業を開始した年月を記入してください。

この申告書に
応答する者の
係及び氏名
税理士等の
氏名
この申告書について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

税理士等に経理を依頼している方は、その住所、氏名、電話番号を記入してください。

個人番号又は
法人番号

事業種目

事業開始年月

この申告書に
応答する者の
係及び氏名
税理士等の
氏名

住所
住所及び電話番号を記入してください。

氏名
氏名を記入してください。所有者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

各該当項目を○印で囲んでください。

令和6年1月18日 令和6年度		住所 銚子市長 殿		令和6年1月18日		令和6年度	
受付印		償却資産申告書		100-0005		1234567891234	
1 住所 (フリガナ) 又は納税通知書 送達先		100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号		個人番号又は 法人番号		4	
2 氏名 (フリガナ) 法人にあってはそ の名称及び代表 者の氏名		チヨウシコウキョウ 銚子工業 株式会社 銚子工業 株式会社 代表者 銚子太郎 (屋号)		事業種目 (資本等の金額)		8 縮小耐用年数の承認 有・無	
3 事業開始年月		昭和50年4月		事業開始年月		9 増加償却の届出 有・無	
4 申告する者の 氏名		総務課 銚子 次郎 (電話 03-1111-2222)		この申告に 応答する者の 係及び氏名		10 非課税該当資産 有・無	
5 税理士等 の氏名		岩宮会計事務所 (電話 03-2222-3333)		税理士等		11 課税標準の特例 有・無	
6 前年中に取得したもの (イ) 千円 百円 十円 円		800000		7 前年中に減少したもの (ロ) 千円 百円 十円 円		12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
7 前年中に取得したもの (ハ) 千円 百円 十円 円		1800000		8 前年中に減少したもの (ヘ) 千円 百円 十円 円		13 特務会計上の償却方法 (並行法・並行法)	
8 前年中に取得したもの (ニ) 千円 百円 十円 円		1800000		9 前年中に減少したもの (ヒ) 千円 百円 十円 円		14 青色申告 有・無	
9 前年中に取得したもの (ホ) 千円 百円 十円 円		500000		10 前年中に減少したもの (ヘ) 千円 百円 十円 円		15 住所 15市(区)町村内における事務所等資産の 所在地	
10 前年中に取得したもの (ヘ) 千円 百円 十円 円		23903000		11 前年中に減少したもの (ヘ) 千円 百円 十円 円		16 償却方法 1-1	

種類別明細書 (増加資産・全資産用) 記載例

令和 6 年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

所 有 者 コ ー ド		所 有 者 名		枚 の うち							
41000000		桃子工業株式会社		1							
行 業 種 別 番 号	資 産 コー ド	資 産 の 名 称 等	取 得 年 月 年 月 日	取 得 価 額	減 価 分 存 率	価 値	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 特 例	課 税 標 準 額	増 加 事 由	枚 目
01	1	駐車場舗装	1 5 5 1	1,800,000	0.0	1,800,000	0.0		0.0	0.2	
02	2	太陽光発電設備	1 5 5 5	5,000,000	0.0	5,000,000	0.0		0.0	0.4	
03	6	パソコン	1 5 5 9	200,000	0.0	200,000	0.0		0.0	0.4	
04										1.2	
05										3.4	
06										1.2	
07										3.4	
08										1.2	
09										3.4	
10										1.2	
11										3.4	
12										1.2	
13										3.4	
14										1.2	
15										3.4	
16										1.2	
17										3.4	
18										1.2	
19										3.4	
20										1.2	
小 計											
										7,000,000	

注意 「取得年月の年号」の欄は、大正は2、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。
 注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。(又は1、2、3、4のいずれかの番号を上書き入力してください。)

- 資産の種類 申告書の (資産の種類) のコード番号を記入してください。
- 資産の名称等 具体的に資産名を記入してください。
- 取得年月 資産を取得した年月、年号は5 令和、4 平成、3 昭和、2 大正、1 明治を数字におきかえて記入してください。
- 取得価額 資産の取得価額 (据付費・輸送費含む) を記入してください。圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので実際の取得価額を記入してください。
- 耐用年数 法定耐用年数表での耐用年数を記入してください。なお、中古資産については、見積耐用年数表によっている場合、若しくは、国税局長の承認を得て短縮耐用年数表によっている場合は、その耐用年数を記入してください。

の部分は記入しないでください。

種類別明細書 (減少資産用)

記載例

令和 6 年度 所有者コード 41000000 種類別明細書 (減少資産用)

行番 番号	抹消コード	資産の名称等	取得年月		取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分				摘要		
			年	月			1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他			
01	21100	ブロック塀	13	6	800,000	15	1	2	3	4	1	2	
02	21200	エアコン	14	15	200,000	6	1	2	3	4	1	2	
03													
04													
05													
06													
07													
08													
09													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
							小	計					1,000,000

注意 「取得年月の年号」の欄は、大正は2、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。

- 同封の償却資産種類別明細書に資産種類ごとに資産コードを附設してありますので、同明細表をもとに前年中に取得した資産の記載例のとおり「資産の種類」欄から「耐用年数」欄まで記入してください。
- 「減少の事由及び区分」の欄は、該当項目を○で囲んでください。

の部分は記入しないでください。

償却資産申告Q & A

Q：銚子市のほかにA市にも事業所があり、それぞれの事業所に償却資産があります。償却資産の申告は銚子市とA市の両方にする必要がありますか？

A：地方税法により、当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないと規定されているため、銚子市に所在する資産とA市に所在する資産を分け、それぞれ申告が必要です。

Q：市内でアパートを所有して賃貸業を営んでいます。アパートの外構や建物附属設備に関して、税務会計上は建物本体と一括して経費計上しているのですが、償却資産はどのように申告すればよいですか？

A：建物本体は家屋として固定資産税が課されますので、工事請負契約書等を基に、外構や建物附属設備など償却資産に該当する部分の取得価額を総額から抜き出して申告してください。なお、償却資産と家屋の区分については、P3の表を参考にしてください。

Q：住宅の屋根に太陽光発電設備を設置して電力会社に売電をしています。この太陽光発電設備は、償却資産として申告は必要ですか？

A：発電出力10kw以上の太陽光発電設備（屋根材一体型でないもの）の場合、住宅の屋根に設置されたものであっても、売電事業用の償却資産となりますので申告が必要となります。

Q：業績不振により赤字が続いているため、全く減価償却を行っていません。このように減価償却を行っていない資産でも申告する必要はありますか？

A：赤字決算、配当政策等のために、税務会計上では減価償却を行わない場合であっても、本来損金または必要な経費に算入されるべき性格の資産については、事業の用に供することができる限り申告する必要があります。

Q：消費税は償却資産の取得価額の算定に含みますか？

A：税務会計上で採用している経理方式によることとなります。法人税または所得税において、税抜経理方式を採用している場合は、消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は、消費税を含んだ金額となります。なお、個々の資産ごとに異なる方式を適用することはできません。